

国立大学法人東京海洋大学特定個人情報取扱規則

平成 28 年 1 月 7 日

海洋大規第 2 号

改正 平成 29 年 5 月 18 日 海洋大規第 170 号

改正 令和 4 年 3 月 18 日 海洋大規第 26 号

改正 令和 8 年 3 月 27 日 海洋大規第 49 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
 - 第 2 章 安全管理措置
 - 第 1 節 組織的安全管理措置（第 5 条－第 12 条）
 - 第 2 節 人的安全管理措置（第 13 条－第 15 条）
 - 第 3 節 物理的安全管理措置（第 16 条－第 18 条）
 - 第 4 節 技術的安全管理措置（第 19 条－第 25 条）
 - 第 3 章 特定個人情報の取得（第 26 条－第 33 条）
 - 第 4 章 特定個人情報の利用（第 34 条－第 36 条）
 - 第 5 章 特定個人情報の保管（第 37 条－第 38 条）
 - 第 6 章 特定個人情報の提供（第 39 条）
 - 第 7 章 特定個人情報の開示，訂正，利用停止等（第 40 条）
 - 第 8 章 特定個人情報の廃棄・削除（第 41 条）
 - 第 9 章 特定個人情報の委託の取扱い（第 42 条）
 - 第 10 章 その他（第 43 条－第 44 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は，国立大学法人東京海洋大学（以下「法人」という。）が，「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。），「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき，本学における特定個人情報の適正な取扱いを確保することのほか，個人情報保護に関する他の学内規則の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、国立大学法人東京海洋大学個人情報保護規則第2条に定めるもののほか、番号法及びガイドラインの定めるところによる。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 法人が個人番号を取り扱う事務の範囲は、総括保護管理者が別に定める。

(特定個人情報の範囲)

第4条 前条において法人が取り扱う特定個人情報は以下のとおりとする。

- 一 法人に特定個人情報を提供する者から、番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類(個人番号カード若しくは通知カード及び身元確認書類)の写し及び当該書類の記載情報
- 二 法人が行政機関等に提出するために作成した個人番号が記載された届出書等及びこれらの控え並びに当該書類の記載情報
- 三 法人が届出書等を作成するうえで受領する個人番号が記載された申告書及び当該書類の記載情報
- 四 その他個人番号と関連づけて保存される情報

第2章 管理体制

第1節 組織的安全管理措置

(管理体制の整備)

第5条 法人に特定個人情報の適切な取扱いのため、次の者を置く。

- 一 総括保護管理者 国立大学法人東京海洋大学保有個人情報管理規則(以下「管理規則」という。)第3条に規定する者とし、本学における特定個人情報の管理に関する事務を総括する責任を負うものとする。
- 二 保護管理者 管理規則第4条第1項に規定する者のうち、個人番号利用事務等を行う課室及び監査室の者とし、特定個人情報を適切に管理する責任を負うものとする。
- 三 システム保護管理者 法人における特定個人情報に係る情報システムを適切に管理するものとし、総括保護管理者をもって充てる。
- 四 保護担当者 管理規則第5条第1項に規定する者のうち、個人番号利用事務等を行う部局等の者とし、保護管理者の職務を分担し、各部局等における特定個人情報を適切に管理する責任を負うものとする。

五 監査責任者 管理規則第6条に規定するものとし、本学における特定個人情報の管理の状況について監査する責任を負うものとする。

(特定個人情報の適切な管理のための委員会)

第6条 総括保護管理者は、特定個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、東京海洋大学情報管理委員会(以下「委員会」という。)を定期的に又は随時に開催する。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第7条 法人は、保有する特定個人情報ファイルについて、個人情報保護法第75条に準じ、特定個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

(事案等の報告及び再発防止措置)

第8条 特定個人情報の情報漏えい等の事案の発生又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員(法人の役員及び職員(派遣労働者を含む。))をいう。以下同じ。)は、直ちに当該特定個人情報を管理する保護管理者に報告する。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行うものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告する。
- 5 総括保護管理者は、事案の内容、経緯、被害状況等について、法人を所管する行政機関に対し、速やかに情報提供を行う。
- 6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、その結果を総括保護管理者に報告する。
- 7 総括保護管理者は、事案等を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告するものとする。
- 8 総括保護管理者は、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態又はそのおそれのある事態が発覚した場合には、特定個人情報保護委員会規則により、直ちに、その旨を個人情報保護委員会に報告するものとする。

(公表等)

- 第9条 総括保護管理者は、事案等の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案等に係る特定個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。
- 2 公表を行う事案又は本人への対応を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行う。

(監査)

- 第10条 監査責任者は、特定個人情報の適切な管理を検証するため、本規則に規定する措置の状況を含む法人における特定個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

- 第11条 保護管理者は、各課等における特定個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。
- 2 総括保護管理者は、保護管理者に対し、前項の点検の実施又は点検結果の提出を求めることができる。この場合保護管理者は、速やかに当該点検を実施し、又は当該結果を提出しなければならない。

(評価及び見直し)

- 第12条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、特定個人情報の適切な管理のための措置について、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第2節 人的安全管理措置

(事務取扱に関する監督及び管理)

- 第13条 総括保護管理者及び保護管理者は、特定個人情報が本規則及び関係法令に基づき適正に取り扱われるよう、保護担当者及び特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 2 保護管理者は、保護担当者及び事務取扱担当者が取扱う特定個人情報の範囲を指定するものとする。

(教育研修)

第 14 条 総括保護管理者は、職員に対し、特定個人情報の適切な取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理運用に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課等の現場における特定個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。

4 保護管理者は、職員に対し、特定個人情報の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第 15 条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連法令及び規則等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、特定個人情報を取り扱わなければならない。

第 3 節 物理的安全管理措置

(区域の管理)

第 16 条 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、事務取扱担当者以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧できないような書類の適切な管理及び座席配置の工夫等の物理的な安全管理措置を講ずる。

2 保護管理者は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム（サーバ等）を管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等の措置を講ずる。

3 保護管理者は、管理区域のうち基幹的なサーバ等の機器を設置する室等を明確にし、管理規則第 31 条及び第 32 条に規定する措置を講ずる。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第 17 条 法人は、特定個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、施錠できるキャビネット等に保管する等の安全管理措置を講じるものとする。

(電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止)

第 18 条 法人における，特定個人情報が記録された電子媒体又は書類等の持運び（特定個人情報を，管理区域又は取扱区域の外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい，学内での移動も含む。）は，次の各号に掲げる場合を除き禁止する。

- 一 個人番号利用事務等に係る外部委託先に，委託事務を実施する上で必要最小限の範囲内でデータを提供する場合
 - 二 行政機関等への届出書等の提出等，本学が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合
 - 三 保護管理者が必要であると認める場合
- 2 前項により特定個人情報が記録された電子媒体又は書類等の持運びを行う場合には，持運ぶデータの暗号化による保護等の安全策を講じるものとする。

第 4 節 技術的安全管理措置

（アクセス制御）

第 19 条 法人は，情報システムを使用して個人番号利用事務等を行う場合，事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために，次の各号に掲げるアクセス制御を行うものとする。

- 一 システム保護管理者は，特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する者を指定する。
- 二 特定個人情報を取り扱う情報システムを，アクセス制御により限定する。
- 三 適切なパスワード等により，特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を，保護管理者が指定した事務取扱担当者及びその他保護管理者が必要と認めた者に限定する。
- 四 適切なパスワード等により，事務取扱担当者がアクセスできる特定個人情報の範囲を限定する。

（アクセス者の識別と認証）

第 20 条 特定個人情報を取り扱う情報システムは，パスワード等の識別方法により，個人番号関係事務実施者が正当なアクセス権を有する者であることを識別した結果に基づき認証するものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第 21 条 システム保護管理者は，特定個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止及び検知するため，ファイアウォールの設定による経路制御，アクセスログの定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第 22 条 システム保護管理者は、不正プログラムによる特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、セキュリティ対策ソフトウェアの導入、ソフトウェアのアップデート等の必要な措置を講ずるものとする。

(通信における漏えい等の防止)

第 23 条 システム保護管理者は、特定個人情報の漏えい等の防止のため、通信経路の暗号化、データの暗号化等の措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第 24 条 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う情報システムへのアクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存し、定期に及び必要に応じ随時に分析等するための体制を整備しなければならない。また、記録については、改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるとともに、分析等を行う。

(保護に関する具体的方策)

第 25 条 総括保護管理者は、情報システムにおける技術的安全管理措置について、本学情報統括戦略会議にその具体的方策について検討を求めることができる。

第 3 章 特定個人情報の取得

(取得)

第 26 条 法人は、特定個人情報の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(利用目的の範囲)

第 27 条 法人が、職員又は学外者から取得する特定個人情報の利用目的は、第 3 条に規定する個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(利用目的の通知)

第 28 条 法人は、特定個人情報を取得する場合は、その利用目的を通知しなければならない。

2 法人は、利用目的を変更する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

(提供の要求)

- 第 29 条 法人は、第 3 条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることとする。
- 2 職員は、前項に規定する個人番号の提供の求め及び第 33 条に規定する本人確認に協力しなければならない。

(提供を求める時期)

- 第 30 条 法人は、第 3 条に規定する事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。
- 2 前項にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号利用事務等の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができる。

(提供の要求の制限)

- 第 31 条 法人は、番号法第 19 条のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

(収集の制限)

- 第 32 条 法人は、第 3 条に規定する事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

(本人確認)

- 第 33 条 法人が個人番号を取得するに当たっては、番号法第 16 条に定める各方法により、個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

第 4 章 特定個人情報の利用

(個人番号の利用制限)

- 第 34 条 法人は、第 29 条に掲げる利用目的の範囲内でのみ特定個人情報を利用するものとする。
- 2 法人は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならないものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 35 条 法人は、第 3 条に定める事務を実施するために必要な範囲内でのみ特定個人情報ファイルを作成する。

(複製等の制限)

第 36 条 事務取扱担当者は、利用目的の範囲内であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行わなければならない。

- 一 特定個人情報の複製
- 二 特定個人情報の送信
- 三 特定個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他特定個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

第 5 章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の正確性の確保)

第 37 条 法人は、特定個人情報を、第 27 条に掲げる利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(特定個人情報の保管制限)

第 38 条 法人は、第 3 条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならないものとする。

- 2 法人は、関係法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、当該書類のみならず、当該書類を作成するシステム内においても保管することができるものとする。
- 3 前項の規定は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード及び身元確認書類等）の写し、本学が行政機関等に提出する書類の控え及び当該書類を作成するうえで本学が受領する個人番号が記載された申告書等について準用するものとし、第 2 章に規定する安全管理措置を適切に講じるものとする。

第 6 章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供制限)

第 39 条 法人は、番号法第 19 条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。

第 7 章 特定個人情報の開示、訂正及び利用停止等

(開示、訂正及び利用停止等)

第 40 条 法人は、個人情報保護法、番号法、国立大学法人東京海洋大学個人情報保護規則に準じて、特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の求めがあった場合には、適切な処理に努めなければならない。

第 8 章 特定個人情報の廃棄・削除

(特定個人情報の廃棄・削除)

第 41 条 法人は、個人番号利用事務等を行う必要がなくなった場合、又は法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて、特定個人情報が記録された電子媒体及び書類等をできるだけ速やかに、復元できない手段で削除又は廃棄するものとする。

- 一 書類を廃棄する場合は、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用すること。
 - 二 機器及び電子媒体等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用すること。
 - 三 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報を削除する場合は、容易に復元できない手段を採用すること。
- 2 個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、文書等により確認するものとする。

第 9 章 特定個人情報の委託の取扱い

(委託先における安全管理措置)

第 42 条 法人は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、法人自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 2 前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。
- 一 委託先の適切な選定
 - 二 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
 - 三 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握
- 3 第 2 項第 2 号については、委託契約の内容として、以下の規定を盛り込むものとする。
- 一 秘密保持義務に関する規定

- 二 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止に関する規定
 - 三 特定個人情報の目的外利用の禁止に関する規定
 - 四 再委託の許諾及びその他必要な再委託に関する規定
 - 五 漏えい事案等が発生した場合の委託先の対応及び責任に関する規定
 - 六 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規定
 - 七 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定
 - 八 従業者に対する監督・教育に関する規定
 - 九 契約内容の遵守状況について報告を求める規定
 - 十 委託者が委託先に対して必要に応じて実地の監査、調査等を行うことができる規定
- 4 前項各号に規定するもののほか、保護管理者が必要と認める事項については別途覚書を取り交わすこととする。
- 5 委託先は、法人の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号利用事務等の全部又は一部を再委託することができるものとし、本学は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。
- 6 保護管理者は、委託先において、個人番号利用事務等の全部又は一部が再委託される場合には、第1項から第4項までの措置を講じさせることができる。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。

第10章 その他

(苦情への対応)

- 第43条 法人は、番号法、個人情報保護法、ガイドライン及び本規則に基づく特定個人情報の取扱いに関し、苦情申出を受ける窓口（以下「苦情受付窓口」という。）を設けるものとする。
- 2 前項に規定する苦情受付窓口は、本学の特定個人情報の取扱いに関する基本方針に定め、公表するものとする。
- 3 苦情受付窓口担当者が苦情を受け付けた場合には、その旨を総括保護管理者に報告する。報告を受けた総括保護管理者は、適切に対応するものとする。

(雑則)

- 第44条 番号法、個人情報保護法、ガイドライン及びこの規則に定めるもののほか、本学における特定個人情報の保護に関し必要な事項は、総括保護管理責任者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 7 日から施行する。

附 則（平成 29 年海洋大規第 170 号）

この規則は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（令和 4 年海洋大規第 26 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年海洋大規第 49 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

[国立大学法人東京海洋大学における個人番号を利用する事務の範囲](#)